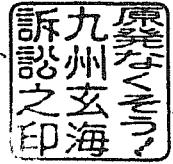


2013年2月20日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

原発なくそう！九州玄海訴訟 風船プロジェクト

要 請 書



福島第一原発事故は、立地自治体のみならず日本中を、世界中を放射能汚染の恐怖にさらすこととなりました。そして、放射能汚染とその濃度は風向きと地形が重要な要素であることも学びました。

2012年12月8日午後2時、九州各地の有志約150人が集まり、九州電力玄海原子力発電所から約1キロの距離にある外津（ほかわづ）橋近くの広場から1000個の風船を飛ばしました。原子力規制委員会が放射性物質拡散予測データを作る際、入力ミスによる再三に渡る訂正を繰り返すなど信用性がまったくないという現状に鑑みて、玄海原発で万が一事故があった際の放射線物質がどのように拡散するかを、私たち市民自ら調査するためです。

今回の調査では、現在までに発見された16個の風船のうち、福岡市内で1個、佐賀市、別府市各1個で、その他は四国や紀伊半島で発見されました（別紙参照）。調査結果で分かったとおり、風船の多くは海を超えて東に向かって一直線に飛んでいます。また、福岡市内（西区）で発見された風船は、飛ばされてからわずか2時間あまり後の午後4時20分ころに確認されています。さらに、徳島県でもわずか7時間後に確認されています。

もちろん、このような風船の飛行経路が、放射性物質の拡散経路と全く同一でないことは分かっていますが、この結果を見る限り、もし同一の気象条件下で玄海原発の事故が起これば、数時間以内に福岡市内の各地が放射能に汚染され、市民が甚大な被害を受ける可能性のあることが明らかになりました。福岡市内の人口密集地に放射性物質が大量に降下すれば、人や物の移動とともにあって汚染はさらに広範囲に拡散し、長期にわたって福岡市民の生命と生活を根底から脅かすものとなります。

一方、報道によれば、九州電力は今年の夏にも玄海原発の運転を再開する予定であることです。玄海原発の風下にある福岡市民は、玄海原発が再稼働すれば、一年中危険に怯えて暮らすことになります。そういう意味で、福岡市が玄海原発と利害関係を有する「地元自治体」であることは明らかです。

地方自治体の役割は、住民の生命と財産を守ることであり（日本国憲法前文の「平和的生存権」参照）、その長である市長は重大な責務を負っています。そこで、私たちは玄海原発の「地元自治体」の首長である市長に対し、以下のことを強く要望します。2013年3月31日までに下記要請事項に対する福岡市としての現状の見解をご回答下さい。

要 請 事 項

- 1、市民の生命と生活を脅かす玄海原発の再稼働を許さず、ただちに廃炉とするよう九州電力と国に強く働きかけて下さい。
- 2、玄海原発の原子炉の廃炉作業が完了して安心できるようになるまで、上空の気流の実態を踏まえた原子力事故防災体制を構築し、市民への啓発を徹底して下さい。
- 3、「脱核エネルギー宣言」を表明し、核エネルギーに依存しない市政の実現に向けた取り組みを始めてください。

この申し入れに関する問合せ・回答先

原発なくそう！九州玄海訴訟 原告団長 長谷川 照

同 風船プロジェクト実行委員会 代表 柳原 憲文（担当 田中 美由紀）

〒840-0825 佐賀市中央本町1番10号ニュー寺元ビル3階（佐賀中央法律事務所）

TEL 0952-25-3121・FAX : 0952-25-3123 E-mail : balloonpro2012@gmail.com